

# ■ 障がい児・者福祉の ガイドブック



横瀬町

令和3年4月1日 作成・発行



| 利用可能制度 早見表      |      |                       |    |    |    |    | ○該当<br>●一部該当 |    |
|-----------------|------|-----------------------|----|----|----|----|--------------|----|
| 視覚機能            |      |                       | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級           | 6級 |
| 医療費             | P6.  | 更生医療                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P8.  | 育成医療                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P10. | 重度心身障害者医療費            | ●  | ●  | ●  |    |              |    |
|                 | P11. | ひとり親家庭等医療費            | ○  | ○  |    |    |              |    |
| 補助金<br>助成金      | P14. | 診断書料助成                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P18. | 自動車改造費用の助成            | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P19. | 運転免許取得費用の助成           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
| 各種<br>手当        | P20. | 在宅重度心身障害者手当           | ●  | ●  |    |    |              |    |
|                 | P23. | 児童扶養手当                | ●  | ●  |    |    |              |    |
|                 | P24. | 特別児童扶養手当              | ●  | ●  | ●  |    |              |    |
|                 | P25. | 特別障害者手当               | ●  | ●  |    |    |              |    |
| 用具              | P26. | 障害児福祉手当               | ●  | ●  |    |    |              |    |
|                 | P28. | 補装具                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P30. | 日常生活用具                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P34. | 紙おむつの給付               | ●  | ●  |    |    |              |    |
| 生活の<br>支援       | P36. | 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付) | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P39. | 相談支援                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P40. | 障害児(者)生活サポート          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P41. | 日中一時支援                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P42. | 移動支援                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P43. | 福祉有償運送                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P44. | 福祉タクシー券               | ●  | ●  |    |    |              |    |
|                 | P46. | コミュニケーション支援           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
| 割引<br>減免<br>その他 | P50. | 有料道路通行料割引             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P51. | 税の控除・減免               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |
|                 | P53. | 心身障害者扶養共済制度           | ○  | ○  | ○  |    |              |    |
|                 | P54. | 障害基礎年金                | ●  | ●  | ●  | ●  | ●            | ●  |
|                 | P55. | その他の制度                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○            | ○  |

# 利用可能制度 早見表

○該当  
●一部該当

| 聴覚・平衡機能         |                            | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----------------|----------------------------|----|----|----|----|----|
| 医療費             | P6. 更生医療                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P8. 育成医療                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P10. 重度心身障害者医療費            | ●  | ●  |    |    |    |
|                 | P11. ひとり親家庭等医療費            | ○  |    |    |    |    |
| 補助金<br>助成金      | P14. 診断書料助成                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P18. 自動車改造費用の助成            | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P19. 運転免許取得費用の助成           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P22. 在宅重度心身障害者手当           | ●  |    |    |    |    |
| 各種<br>手当        | P23. 児童扶養手当                | ●  |    |    |    |    |
|                 | P24. 特別児童扶養手当              | ●  | ●  |    |    |    |
|                 | P25. 特別障害者手当               | ●  |    |    |    |    |
|                 | P26. 障害児福祉手当               | ●  |    |    |    |    |
| 用具              | P28. 補装具                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P30. 日常生活用具                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P34. 紙おむつの給付               | ●  |    |    |    |    |
|                 | P38. 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付) | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 生活の<br>支援       | P39. 相談支援                  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P40. 障害児(者)生活サポート          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P41. 日中一時支援                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P43. 福祉有償運送                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 割引<br>減免<br>その他 | P44. 福祉タクシー券               | ●  |    |    |    |    |
|                 | P46. コミュニケーション支援           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P50. 有料道路通行料割引             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P51. 税の控除・減免               | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                 | P53. 心身障害者扶養共済制度           | ○  | ○  |    |    |    |
|                 | P54. 障害基礎年金                | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  |
|                 | P55. その他の制度                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |

| 利用可能制度 早見表      |      |                       | ○該当<br>●一部該当 |    |
|-----------------|------|-----------------------|--------------|----|
| 音声・言語機能         |      |                       | 3級           | 4級 |
| 医療費             | P6.  | 更生医療                  | ○            | ○  |
|                 | P8.  | 育成医療                  | ○            | ○  |
|                 | P10. | 重度心身障害者医療費            | ●            |    |
| 補助金<br>助成金      | P14. | 診断書料助成                | ○            | ○  |
|                 | P18. | 自動車改造費用の助成            | ○            | ○  |
|                 | P19. | 運転免許取得費用の助成           | ○            | ○  |
| 手当              | P24. | 特別児童扶養手当              | ●            | ●  |
| 用具              | P28. | 補装具                   | ○            | ○  |
|                 | P30. | 日常生活用具                | ○            | ○  |
|                 | P36. | 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付) | ○            | ○  |
| 生活の<br>支援       | P39. | 相談支援                  | ○            | ○  |
|                 | P40. | 障害児(者)生活サポート          | ○            | ○  |
|                 | P41. | 日中一時支援                | ○            | ○  |
|                 | P43. | 福祉有償運送                | ○            | ○  |
|                 | P46. | コミュニケーション支援           | ○            | ○  |
| 割引<br>減免<br>その他 | P50. | 有料道路通行料割引             | ○            | ○  |
|                 | P51. | 税の控除・減免               | ○            | ○  |
|                 | P53. | 心身障害者扶養共済制度           | ○            |    |
|                 | P54. | 障害基礎年金                | ●            | ●  |
|                 | P55. | その他の制度                | ○            | ○  |

# 利用可能制度 早見表

○該当  
●一部該当

| 肢体不自由<br>(上肢・下肢・体幹等) |      |                        | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|----------------------|------|------------------------|----|----|----|----|----|----|
| 医療費                  | P6.  | 更生医療                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P8.  | 育成医療                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P10. | 重度心身障害者医療費             | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |
|                      | P11. | ひとり親家庭等医療費             | ○  | ○  |    |    |    |    |
| 補助金<br>助成金           | P14. | 診断書料助成                 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P15. | 自動車等燃料費の助成             | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |
|                      | P18. | 自動車改造費用の助成             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P19. | 運転免許取得費用の助成            | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 各種<br>手当             | P20. | 住宅改修費の助成<br>(居宅改善整備助成) | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P22. | 在宅重度心身障害者手当            | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P23. | 児童扶養手当                 | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P24. | 特別児童扶養手当               | ●  | ●  | ●  | ●  |    |    |
| 用具                   | P25. | 特別障害者手当                | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P26. | 障害児福祉手当                | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P28. | 補装具                    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P30. | 日常生活用具                 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 生活の<br>支援            | P33. | 車いす/医療ベッドの貸出           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P34. | 紙おむつの給付                | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P36. | 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付)  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P39. | 相談支援                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 割引<br>減免<br>その他      | P40. | 障害児(者)生活サポート           | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P41. | 日中一時支援                 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P42. | 移動支援                   | ○  | ○  |    |    |    |    |
|                      | P43. | 福祉有償運送                 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P44. | 福祉タクシー券                | ●  | ●  |    |    |    |    |
|                      | P45. | 訪問入浴サービス事業             | ○  | ○  |    |    |    |    |
|                      | P50. | 有料道路通行料割引              | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P51. | 税の控除・減免                | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                      | P53. | 心身障害者扶養共済制度            | ○  | ○  | ○  |    |    |    |
|                      | P54. | 障害基礎年金                 | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  |
|                      | P55. | その他の制度                 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |

| 利用可能制度 早見表                                 |                            | ○該当<br>●一部該当 |                  |    |    |
|--------------------------------------------|----------------------------|--------------|------------------|----|----|
| 内部障がい<br>(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう<br>・直腸・小腸・肝臓・免疫) |                            | 1級           | 2級<br>(免疫の<br>み) | 3級 | 4級 |
| 医療費                                        | P6. 更生医療                   | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P8. 育成医療                   | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P10. 重度心身障害者医療費            | ●            | ●                | ●  |    |
|                                            | P11. ひとり親家庭等医療費            | ○            | ○                |    |    |
| 補助金<br>助成金                                 | P14. 診断書料助成                | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P17. 在宅酸素濃縮装置利用給付金         | ●            | ●                | ●  | ●  |
|                                            | P18. 自動車改造費用の助成            | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P19. 運転免許取得費用の助成           | ○            | ○                | ○  | ○  |
| 各種<br>手当                                   | P22. 在宅重度心身障害者手当           | ●            | ●                |    |    |
|                                            | P23. 児童扶養手当                | ●            | ●                |    |    |
|                                            | P24. 特別児童扶養手当              | ●            | ●                | ●  |    |
|                                            | P25. 特別障害者手当               | ●            | ●                |    |    |
| 用具                                         | P26. 障害児福祉手当               | ●            | ●                |    |    |
|                                            | P28. 補装具                   | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P30. 日常生活用具                | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P34. 紙おむつの給付               | ●            | ●                |    |    |
| 生活の<br>支援                                  | P36. 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付) | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P39. 相談支援                  | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P40. 障害児(者)生活サポート          | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P41. 日中一時支援                | ○            | ○                | ○  | ○  |
| 割引<br>減免<br>その他                            | P43. 福祉有償運送                | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P44. 福祉タクシー券               | ●            | ●                |    |    |
|                                            | P50. 有料道路通行料割引             | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P51. 税の控除・減免               | ○            | ○                | ○  | ○  |
|                                            | P53. 心身障害者扶養共済制度           | ○            | ○                | ○  |    |
|                                            | P54. 障害基礎年金                | ●            | ●                | ●  | ●  |
|                                            | P55. その他の制度                | ○            | ○                | ○  | ○  |

# 利用可能制度 早見表

○該当  
●一部該当

| 療育手帳            |                            | ㊦ | A | B | C |
|-----------------|----------------------------|---|---|---|---|
| 医療費             | P10. 重度心身障害者医療費            | ● | ● | ● |   |
|                 | P11. ひとり親家庭等医療費            | ○ | ○ |   |   |
| 補助金<br>助成金      | P15. 自動車等燃料費の助成            | ● | ● | ● | ● |
|                 | P18. 自動車改造費用の助成            | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P19. 運転免許取得費用の助成           | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 各種<br>手当        | P22. 在宅重度心身障害者手当           | ● | ● |   |   |
|                 | P23. 児童扶養手当                | ● | ● |   |   |
|                 | P24. 特別児童扶養手当              | ● | ● | ● |   |
|                 | P25. 特別障害者手当               | ● | ● |   |   |
|                 | P26. 障害児福祉手当               | ● |   |   |   |
| 用具              | P30. 日常生活用具                | ○ | ○ |   |   |
|                 | P34. 紙おむつの給付               | ● | ● |   |   |
|                 | P36. 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付) | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P39. 相談支援                  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 生活の<br>支援       | P40. 障害児(者)生活サポート          | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P41. 日中一時支援                | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P42. 移動支援                  | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P43. 福祉有償運送                | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P44. 福祉タクシー券               | ● | ● |   |   |
|                 | P47. あんしんサポートねっと           | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 割引<br>減免<br>その他 | P50. 有料道路通行料割引             | ○ | ○ |   |   |
|                 | P51. 税の控除・減免               | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P53. 心身障害者扶養共済制度           | ○ | ○ | ○ | ○ |
|                 | P55. その他の制度                | ○ | ○ | ○ | ○ |

# 利用可能制度 早見表

○該当  
●一部該当

| 精神障害者保健福祉手帳等    |                            | 1級 | 2級 | 3級 | 精神<br>通院 |
|-----------------|----------------------------|----|----|----|----------|
| 医療費             | P9. 精神通院医療                 | ○  | ○  | ○  | ○        |
|                 | P10. 重度心身障害者医療費            | ●  | ●  |    |          |
|                 | P11. ひとり親家庭等医療費            | ○  |    |    |          |
| 補助金<br>助成金      | P18. 自動車改造費用の助成            | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P19. 運転免許取得費用の助成           | ○  | ○  | ○  |          |
| 各種<br>手当        | P22. 在宅重度心身障害者手当           | ●  |    |    |          |
|                 | P23. 児童扶養手当                | ●  |    |    |          |
|                 | P24. 特別児童扶養手当              | ●  | ●  |    |          |
|                 | P25. 特別障害者手当               | ●  |    |    |          |
|                 | P26. 障害児福祉手当               | ●  | ●  | ●  |          |
|                 | P36. 障がい福祉サービス<br>(自立支援給付) | ○  | ○  | ○  | ○        |
| 生活の<br>支援       | P39. 相談支援                  | ○  | ○  | ○  | ○        |
|                 | P40. 障害児(者)生活サポート          | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P41. 日中一時支援                | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P42. 移動支援                  | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P43. 福祉有償運送                | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P44. 福祉タクシー券               | ●  | ●  |    |          |
|                 | P47. あんしんサポートねっと           | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P51. 税の控除・減免               | ○  | ○  | ○  |          |
| 割引<br>減免<br>その他 | P53. 心身障害者扶養共済制度           | ○  | ○  | ○  |          |
|                 | P54. 障害基礎年金                | ●  | ●  | ●  | ●        |
|                 | P55. その他の制度                | ○  | ○  | ○  | ○        |

# 利用可能制度 早見表

○該当  
●一部該当

| その他  |                 | 在宅酸素療法 | ・指定難病<br>・小児慢性<br>特定疾病など | 身体障害者手<br>帳<br>未所持の児童 |
|------|-----------------|--------|--------------------------|-----------------------|
| P8.  | 育成医療            |        |                          | ○                     |
| P15. | 難病患者通院費の助成      |        | ●                        |                       |
| P17. | 在宅酸素濃縮装置利用給付金   | ○      |                          |                       |
| P30. | 日常生活用具          | ○      | ○                        |                       |
| P32. | 小児慢性特定疾病 日常生活用具 |        | ○                        |                       |
| P55. | その他の制度          | ○      | ○                        |                       |

# 身体障害者手帳

## 対象者

視覚や聴覚の機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体の機能、身体の内  
部の機能（心臓や腎臓）など、身体的な障がいをお持ちの方

## 制度の内容

障がいの内容や程度を証明する身体障害者手帳が交付されます。  
身体障害者手帳は各福祉制度を利用する際に必要となります。

## 必要書類等

- ・医師の診断書
- ・印鑑
- ・マイナンバー確認、本人確認ができるもの（対象者分）
- ・委任状と代理人の身分証明書（代理人申請の場合）

## その他・注意事項

障がいが重くなったとき、障がいの追加があったとき、住所や氏名が変わったとき、  
所持者が亡くなったとき等は健康づくり課窓口で手続きが必要です。

## 療育手帳

### 対象者

概ね 18 歳以前に知的な遅れが認められ、日常生活上の支障がある方

### 制度の内容

申請により、障がいの程度を証明する療育手帳が交付されます。療育手帳は各福祉制度を利用する際に必要となります。

### 必要書類等

- ・療育手帳交付申請書
- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・本人確認ができる書類（免許証等）
- ・委任状
- ・写真（縦 4cm×横 3cm、手帳交付時に必要）
- ・印鑑

### その他・注意事項

- ・申請にあたって、生まれてから現在までの様子について聞き取りを行います。
- ・住所や氏名が変わったとき、手帳の破損や紛失があったとき、手帳所持者が亡くなったとき等は健康づくり課窓口で手続きが必要です。

## 精神障害者保健福祉手帳

### 対象者

統合失調症、気分障がい（そううつ病）、認知症、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、摂食障害、精神発達障害、てんかん、その他精神疾患により、日常生活または社会生活に制約がある方

### 制度の内容

申請により、障がいの内容や程度を証明する精神障害者保健福祉手帳が交付されます。精神障害者保健福祉手帳は各福祉制度を利用する際に必要となります。

### 必要書類等

- ・ 医師の診断書  
（障害年金受給中の方は、年金証書及び直近の振込み通知書）
- ・ 同意書（年金証書添付の場合）
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバー確認、本人確認ができるもの（対象者分）
- ・ 委任状と代理人の身分証明書（代理人申請の場合）

### その他・注意事項

- ・ 住所や氏名が変わったとき、手帳の破損や紛失があったとき、手帳所持者が亡くなったとき等は健康づくり課窓口で手続きが必要です。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳は2年毎に更新手続きが必要です。



# 医療費

- ▶ 更生医療
- ▶ 育成医療
- ▶ 精神通院医療
- ▶ 重度心身障害者医療費
- ▶ ひとり親家庭等医療費

## 更生医療

### 対象者

| 等 級   | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |

障がいを除去、軽減するための手術や治療を受ける方（18歳以上）

### 制度の内容

手術・治療のための医療費の負担が軽減される制度です。  
（負担上限額を超えた医療費の支払いが不要となります。）

事前  
申請

#### ■ 自己負担上限額

世帯等の所得で決定します。

例）1ヵ月あたり 5,000 円、10,000 円など

### 必要書類等

- ・身体障害者手帳
- ・健康保険証（同一保険加入の世帯全員分）
- ・マイナンバー確認、本人確認ができるもの（同一保険加入の世帯全員分）
- ・印鑑（申請者のもの）
- ・医師の意見書（役場窓口で様式を配布）
- ・委任状と代理人の身分証明書（代理人申請の場合）
- ・特定疾病療養受療証（人工透析を受けている方）
- ・所得証明書（未申告の方など）

■ 4月～6月申請 前々年の所得が分かるもの

■ 7月～3月申請 前年の所得が分かるもの

### その他・注意事項

- ・制度の対象となる医療機関には指定があります。利用する医療機関が対象となるかは、お問い合わせください。
- ・継続して制度を利用する方は、毎年6月頃までに収入の申告をお願いいたします。
- ・直ちに医療を開始する必要がある場合、身体障害者手帳と同時に申請が可能です。  
（心臓の緊急手術等）

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 更生医療の対象となる手術・治療等の例（参考）

|                 |                     |                                                                                                      |
|-----------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚              |                     | 水晶体摘出術 網膜剥離手術 虹彩切除術<br>角膜移植術 義眼台包埋術<br>増殖性硝子体網膜症手術 硝子体茎頭微鏡下離断術                                       |
| 聴覚              |                     | 人工内耳埋込術 植込型骨導補聴器移植術<br>外耳道形成手術 鼓室形成手術<br>鼓膜穿孔閉鎖術                                                     |
| 音声・言語<br>そしゃく機能 |                     | （唇顎口蓋裂）歯科矯正治療<br>顎・口蓋形成手術 上顎（下顎）骨形成術                                                                 |
| 肢体              | 関節等                 | 関節固定術 関節形成術 人口関節（骨頭）置換術<br>骨切り術 骨移植術                                                                 |
|                 | 筋腱等                 | 腱延長術 腱切り術 腱剥離術 腱縫合術 腱形成術                                                                             |
|                 | 脊椎等                 | 脊椎固定術 脊椎変形に対する手術                                                                                     |
|                 | 肢体その他               | 理学療法 作業療法                                                                                            |
| 心臓              | 洞不全症候群、<br>完全房室ブロック | ペースメーカー移植術<br>ペースメーカー交換術                                                                             |
|                 | 心室頻拍、心室細動           | 植込型除細動機（ICD）移植術・交換術                                                                                  |
|                 | 心筋梗塞、狭心症            | 冠動脈、大動脈バイパス移植術<br>経皮的冠動脈形成術（PTCA）                                                                    |
|                 | 心臓弁膜症               | 弁置換術 弁形成術                                                                                            |
|                 | 先天性疾患               | 心室中隔欠損閉鎖術 心房中隔欠損併催術                                                                                  |
|                 |                     | （内科治療のみのものを除く）                                                                                       |
| 腎臓              |                     | 血液透析（人工腎臓） 内シャント設置術<br>シャント部分の炎症、血栓に対する治療<br>腹膜透析（腹膜灌流）<br>連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術<br>腎移植術 腎臓移植後の抗免疫療法 |
| 肝臓              |                     | 肝移植術 肝臓移植後の抗免疫療法<br>肝臓の提供者から移植する肝臓を摘出するための医療                                                         |
| 免疫機能            |                     | 抗 HIV 療法 免疫調節療法                                                                                      |
| 小腸              |                     | 中心静脈栄養法<br>中心静脈カテーテル留置に関連した合併症に対する治療<br>微量物質の栄養障害、肝臓等その他の代謝異常に対する<br>医療<br>胆石症等の合併症に対する手術            |

## 育成医療

### 対象者

身体障がい除去、軽減手術や治療を受ける児童（18歳未満）  
※身体障害者手帳は不要

### 制度の内容

手術・治療のための医療費の負担が軽減される制度です。  
（負担上限額を超えた医療費の支払いが不要となります。）

事前  
申請

#### ■ 自己負担上限額

世帯の所得で決定します。

例）1ヵ月あたり5,000円、10,000円など

### 必要書類等

- ・健康保険証（同一保険加入の世帯全員分）
- ・マイナンバー確認、本人確認できるもの（同一保険加入の世帯全員分）
- ・印鑑（申請者のもの）
- ・医師の意見書（役場窓口で様式を配布）
- ・委任状と代理人の身分証明書（代理人申請の場合）
- ・所得証明書（未申告の方など）
  - 4月～6月申請 前々年の所得が分かるもの
  - 7月～3月申請 前年の所得が分かるもの

### その他・注意事項

- ・制度の対象となる医療機関には指定があります。利用する医療機関が対象となるかは、お問い合わせください。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 精神通院医療

### 対象者

以下の疾患等により医療機関に通院し医療を受けている方

|          |          |
|----------|----------|
| 統合失調症    | パニック障害   |
| そううつ病    | 人格障害     |
| 認知症      | てんかん     |
| アルコール依存症 | 摂食障害     |
| 神経症      | 精神運動発達遅延 |
| 心因反応     | その他      |

### 制度の内容

対象となる通院治療のための医療費の負担が軽減されます。原則1割負担となり、月あたりの自己負担上限額を超えた医療費の支払いが不要となります。

事前  
申請

#### ■ 自己負担上限額

世帯の所得で決定します。

例) 1ヵ月あたり 5,000 円、10,000 円など

### 必要書類等

- ・健康保険証（同一保険加入の世帯全員分）
- ・マイナンバー確認、本人確認ができるもの（同一保険加入の世帯全員分）
- ・印鑑（申請者のもの）
- ・医師の意見書（役場窓口で様式を配布）
- ・委任状と代理人の身分証明書（代理人申請の場合）
- ・所得証明書（未申告の方など）
  - 4月～6月申請 前々年の所得
  - 7月～3月申請 前年の所得
- ・年金証書又は年金改定通知書

### その他・注意事項

- ・制度の対象となる医療機関には指定があります。通院している、あるいは通院予定の医療機関が対象となるかはお問合せください。
- ・1年毎に更新手続きが必要です。毎年、収入の申告をお願いいたします。
- ・介護保険の訪問看護を利用している方も利用可能です。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 重度心身障害者医療費

### 対象者

| 等 級   | 1 級, ㉠ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○      | ○      | ○      | ▲      |     |     |     |
| 療育手帳  | ○      | ○      | ○      |        |     |     |     |
| 精神障がい | ○      | ▲      |        |        |     |     |     |

65歳未満で上記の障害者手帳を取得した方等。  
特別な理由で手帳を所持していない方も対象となる場合があります。

### 制度の内容

医療機関等を受診した際、医療費の一部が支給される制度です。  
健康保険が適用された医療費が対象です。

(医科・歯科・調剤、外来・入院)

#### ■ 秩父郡市内の医療機関

受給者証を提示すると、窓口支払いが不要（原則）

#### ■ その他の医療機関

窓口で支払い後、領収書と印鑑を持参し、健康づくり課へ請求

事前  
申請

### 必要書類等

- ・ 該当する障害者手帳
- ・ 健康保険証（対象者のもの）
- ・ 印鑑
- ・ 振込先が分かる通帳等（原則、受給者名義のもの）
- ・ 所得証明書（転入者等。本人分のみ。）
  - 1月～9月申請 前々年の所得が分かるもの
  - 10月～12月申請 前年の所得が分かるもの

### その他・注意事項

- ・ ▲表記の手帳をお持ちの方は、65歳以降に後期高齢者医療制度の障害認定を受けることにより対象となる場合があります。
- ・ 原則、横瀬町に住所を有している方が対象です。  
施設等に入所している方は、お問合せください。
- ・ 所得により受給制限となる場合があります。
- ・ 当制度で支給を受けた分の医療費は、**確定申告の医療費控除対象外**となります。
- ・ 健康保険から食事療養費の減額認定を受けた方は、入院時食事代が支給されます。
- ・ 請求可能期間は、医療費の支払日の翌日から5年間です。
- ・ 精神障害者手帳1級所持者の精神病床への入院費は支給されません。  
(ただし、後期高齢者医療制度に加入している場合は支給対象となります。)

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## ひとり親家庭等医療費

### 対象者

「対象となる児童」と、その父、母または養育者  
(養育者＝父・母以外で児童を養育する方)

#### ■ 対象となる児童

18歳未満で以下の状態にある子

- ・ 父母が婚姻を解消
- ・ 父または母が死亡する
- ・ 父または母が障がいを持つ
- ・ 父または母が生死不明
- ・ 1年以上遺棄されている
- ・ 父または母がDV保護命令を受ける
- ・ 父または母が拘禁される
- ・ 未婚の母の子
- ・ その他

### 制度の内容

医療機関等を受診した際、医療費の一部が支給されます。  
健康保険が適用された医療費が対象です。

(医科・歯科・調剤、外来・入院)

#### ■ 秩父郡市内の医療機関

受給者証を提示すると、窓口支払いが不要(原則)

事前  
申請

#### ■ その他の医療機関

窓口で支払い後、領収書と印鑑を持参し子育て支援課へ請求

### 必要書類等

- ・ 健康保険証(申請者及び対象児童)
- ・ 印鑑(申請者のもの)
- ・ 振込先の分かる通帳等(申請者名義)
- ・ マイナンバー確認、本人確認ができるもの(申請者 / 対象児童 / 扶養義務者)
- ・ 児童扶養手当証書(当該手当を受給中の方)

その他、事情に応じて必要なものがあります。

### その他・注意事項

- ・ 当制度における「18歳未満」とは、18歳になった年度末までを指します。
- ・ 一定の障がいを持つ児童は20歳未満まで対象となります。
- ・ 所得により受給制限となる場合があります。
- ・ 請求可能期間は、医療費の支払日の翌日から5年間です。
- ・ 健康保険組合等が支給する高額療養費や附加給付金は、助成額から差し引かれます。

問合せ先▷子育て支援課 25-0110



# 助成金・給付金

- ▶ 診断書料の助成
- ▶ 自動車等燃料費の助成
- ▶ 難病患者 通院交通費助成金
- ▶ 在宅酸素濃縮装置利用給付金
- ▶ 自動車改造費の助成
- ▶ 運転免許取得費用の助成
- ▶ 住宅改修費の助成（居宅改善整備助成）

## 診断書料の助成

### 対象者

| 等 級   | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |

身体障害者手帳作成のため、医療機関で医師の診断書・意見書を作成した方。

### 制度の内容

診断書作成に係る「文書料」の一部が助成される制度です。

#### ■ 助成額

最大 3,000 円

### 必要書類等

- ・領収書の写し
- ・診断書の写し
- ・印鑑（対象者のもの）
- ・振込先が分かる通帳等（対象者名義）

### その他・注意事項

- ・助成を受けることができるのは、1人につき1回です。

問合せ先▷横瀬町社会福祉協議会 22-7380  
▷健康づくり課 25-0116

## 自動車等燃料費の助成

### 対象者

| 等 級   | 1 級,④    | 2 級,A    | 3 級,B    | 4 級,C    | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | 下肢<br>体幹 | 下肢<br>体幹 | 下肢<br>体幹 | 下肢<br>体幹 |     |     |     |
| 療育手帳  | ○        | ○        | ○        | ○        |     |     |     |

療育手帳の場合は同居している同一生計者も対象となります。

### 制度の内容

自動車やバイクの燃料費の一部が助成される制度です。  
領収書の写しを持参し、健康づくり課へ請求してください。

4月～9月分 **10月10日までに請求**

10月～3月分 **3月末日までに請求**

事前  
申請

#### ■ 登録可能な車等

障がい者本人、または同一世帯で二親等以内の方が所有する  
自動車・バイク（自家用に限ります）

#### ■ 給付額とその上限

1ℓあたり 50 円が助成されます。  
1 か月あたりの上限は自動車 30ℓ、バイク 5ℓ。

### 必要書類等

- ・ 各障害者手帳
- ・ 車検証
- ・ 運転免許証（対象者のもの）
- ・ 印鑑（申請者のもの）
- ・ 振込先が分かる通帳等（対象者名義のもの）

### その他・注意事項

- ・ 福祉タクシー利用券との重複利用不可。
  - ・ 難病患者通院交通費との重複利用不可。
  - ・ 感熱式の領収書は、熱で印字が消えることがあります。保管場所に注意してください。
  - ・ 領収書の余白、または裏面に登録した自動車等の番号を記載してください。
- 例) 熊谷 ○○○ あ ▲▲-▲▲

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 難病患者 通院交通費の助成

### 対象者

- ・「難病患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病
  - ・「児童福祉法」に基づく小児慢性特定疾病
  - ・「埼玉県特定疾病患者等医療給付事業実施要項」に基づく疾病
- 上記いずれかの医療受給証を交付されている方、その介護者

### 制度の内容

通院に係る交通費の一部が助成される制度です。  
(該当する難病の治療に係る通院に限ります。)  
必要書類等を持参し、健康づくり課へ申請してください。

■ 電車やバスの場合  
運賃の 1/2 の額

■ 自家用車の場合  
路程 1km あたり 18 円

■ 申請期間  
毎年度 4 月分～3 月分 翌年度の 4 月末日まで  
例) 令和 2 年度中の交通費は令和 3 年 4 月末までに申請

### 必要書類等

- ・通院時の領収書の写し または 通院証明書
- ・医療受給者証
- ・印鑑 (対象者のもの)
- ・振込先が分かる通帳等 (対象者名義)

### その他・注意事項

- ・心身障害者自動車等燃料費給付との重複不可。
- ・生活保護法による医療扶助を受けている場合は対象外。
- ・助成額は経済的な経路により計算します。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 在宅酸素濃縮装置利用給付金

### 対象者

酸素濃縮装置を使用した在宅酸素療法を行っている方

### 制度の内容

酸素濃縮装置の電気料金の一部が助成される制度です。  
給付金の支払いは毎年度9月と3月です。

事前  
申請

- 給付額  
月額 1,500 円

### 必要書類等（登録時）

- ・在宅酸素療法受診証明書 または、酸素濃縮装置利用証明書
- ・印鑑
- ・振込先が分かる通帳等（対象者名義）

### その他・注意事項

- ・利用者の方には、毎年2月頃に「現況届」の提出をお願いしています。
- ・1ヵ月以上の入院があったとき、施設への入所が決まったときは、健康づくり課へ報告してください。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 自動車改造費の助成

### 対象者

| 等 級   | 1 級, ㊤ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○      | ○      | ○      | ○      | ○   | ○   | ○   |
| 療育手帳  | ○      | ○      | ○      | ○      |     |     |     |
| 精神障がい | ○      | ○      | ○      |        |     |     |     |

### 制度の内容

自動車の走行装置等の改造費用が助成されます。  
(就労等に伴い改造が必要な方に限ります。)

■ 助成額  
最大 10 万円

事前  
申請

### 必要書類等

#### ■ 申請するとき

- ・各障害者手帳
- ・自動車改造費の見積書
- ・印鑑 (申請者のもの)
- ・振込先が分かる通帳等 (対象者名義)

#### ■ 実績を報告するとき

- ・領収書等の支払い証明書
- ・印鑑

### その他・注意事項

・所得により受給制限となる場合があります。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 運転免許取得費用の助成

### 対象者

| 等 級   | 1 級,④ | 2 級,A | 3 級,B | 4 級,C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○     | ○     | ○     | ○     | ○   | ○   | ○   |
| 療育手帳  | ○     | ○     | ○     | ○     |     |     |     |
| 精神障がい | ○     | ○     | ○     |       |     |     |     |

### 制度の内容

運転免許取得費用の一部が助成されます。

- 対象経費  
 入学金、教習費、教習コース使用料  
 技能検定料及び受験料

事前  
申請

- 助成額  
 対象経費の 2/3 (最大 12 万円)  
 ※1,000 円未満切り捨て

### 必要書類等

#### ■ 申請するとき

- ・ 各障害者手帳
- ・ 自動車運転免許取得費の見積書
- ・ 印鑑 (申請者のもの)
- ・ 振込先が分かる通帳等 (対象者名義)

#### ■ 実績を報告するとき

- ・ 領収書等の支払い証明書
- ・ 印鑑

### その他・注意事項

- ・ 所得により受給制限となる場合があります。
- ・ 身体障害者運転能力開発訓練センター (東園) の実施する「自動車運転免許の無料教習」制度があります。

問合せ先▷身体障害者運転能力開発訓練センター (東園)

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 住宅改修費の助成(居宅改善整備助成)

### 対象者

| 等 級   | 1 級      | 2 級      | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|----------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 身体障がい | 下肢<br>体幹 | 下肢<br>体幹 |     |     |     |     |     |

### 制度の内容

障がいの特性に合わせて居宅を改造する費用の一部が助成されます。

#### ■ 対象経費

- ・屋外の改造費用  
例) 門、車庫、庭
- ・屋内の改造費用  
例) 玄関、出入口、廊下、床、階段、浴室

事前  
申請

#### ■ 助成額

対象経費の 2/3 (最大 24 万円)  
※1,000 円未満切り捨て

### 必要書類等

#### ■ 申請するとき

- ・身体障害者手帳
- ・自動車改造費の見積書
- ・居宅改修計画書、工事図面
- ・印鑑 (申請者のもの)
- ・振込先が分かる通帳等 (対象者名義)

#### ■ 実績を報告するとき

- ・領収書等の支払い証明書
- ・工事写真
- ・印鑑

### その他・注意事項

- ・所得制限があります。(特別障害者手当の基準に準拠)
- ・他の制度(介護保険制度等)の補助を受ける工事は対象外となる場合があります。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

# 手当

- ▶在宅重度心身障害者手当
- ▶児童扶養手当
- ▶特別児童扶養手当
- ▶特別障害者手当
- ▶障害児福祉手当

## 在宅重度心身障害者手当

### 対象者

| 等 級   | 1 級, ㉔ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○      | ○      |        |        |     |     |     |
| 療育手帳  | ○      | ○      |        |        |     |     |     |
| 精神障がい | ○      |        |        |        |     |     |     |

超重症心身障がい児は、障害児福祉手当と併用して受給できます。

■ 以下の要件に該当する方は支給対象外です。

- ・ 65 歳以上の新規手帳取得者
- ・ 住民税が課税されている方
- ・ 所定の施設に入所中の方
- ・ 特別障害者手当等の支給を受給している方

### 制度の内容

在宅重度心身障がい者に対し、手当を支給します。

■ 支給額

月額 5,000 円（3 月、9 月に半年分を支給します）

事前  
申請

### 必要書類等

- ・ 障害者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 振込先が分かる通帳等（原則、対象者名義のもの）
- ・ 所得証明書（転入者等。本人分のみ。）
- 4 月～6 月申請      前々年の所得
- 7 月～3 月申請      前年の所得

### その他・注意事項

・ 所得審査を行う必要があるため、毎年収入の申告をお願いいたします。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 児童扶養手当

### 対象者

「対象となる児童」と児童を育てている父、母または養育者（父・母以外で児童を養育する方）

#### ■ 対象となる児童

18歳未満で以下の状態にある子

- ・ 父母が婚姻を解消
- ・ 父または母が死亡する
- ・ 父または母が障がいを持つ
- ・ 父または母が生死不明
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている
- ・ 父または母がDV保護命令を受ける
- ・ 父または母が拘禁される
- ・ 未婚の母の子
- ・ その他

### 制度の内容

対象者に手当が支給されます。

支払いは年6回（奇数月）です。

#### ■ 全部支給の場合（令和3年度）

月額 43,160 円 + 子どもの人数による加算

事前  
申請

#### ■ 一部支給の場合（令和3年度）

全部支給の額から、所得に応じた額が減算されます。

詳細は、埼玉県発行のリーフレットをご確認ください。

### 必要書類等

- ・ 戸籍謄本（対象者・対象児童のもの）
- ・ 印鑑（対象者のもの）
- ・ 振込先の分かる通帳等（対象者名義のもの）
- ・ マイナンバー確認、本人確認ができるもの（対象者・対象児童・扶養義務者等）
- ・ 年金手帳（対象者のもの）

その他、事情に応じて必要なものがあります。

### その他・注意事項

- ・ 当制度における「18歳未満」とは、18歳になった年度末までを指します。
- ・ 一定の障がいを持つ児童は20歳未満まで対象となります。
- ・ 所得により受給制限となる場合があります。
- ・ 毎年8月に現況届の提出が必要です。（所得や受給資格の確認）
- ・ 公的年金等を受給できる場合、手当額から公的年金額が差し引かれます。

問合せ先▷子育て支援課 25-0110

## 特別児童扶養手当

### 対象者

| 等 級    | 1 級 | 2 級 | 注意：障害者手帳の等級とは異なります。<br>*特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令<br>別表第3「子供の障害の基準」 |
|--------|-----|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 身体の障がい | ○   | ○   |                                                                 |
| 精神の障がい | ○   | ○   |                                                                 |

上記の障がいの状態に該当する子どもを育てている方。  
(主に生計を維持する方)

### 制度の内容

年間3回に分けて手当が支給されます。

#### ■ 支給額 (令和3年度)

特別児童扶養手当1級 月額 52,500 円  
特別児童扶養手当2級 月額 34,970 円

事前  
申請

#### ■ 支給月

4月・8月・11月

### 必要書類等

- ・戸籍謄本 (対象者・対象児童のもの)
- ・印鑑 (対象者のもの)
- ・振込先の分かる通帳等 (対象者名義のもの)
- ・マイナンバー確認、本人確認ができるもの (対象者・対象児童・扶養義務者等)
- ・障がいの状況を確認できるもの (障害者手帳等)

その他、事情に応じて必要なものがあります。

### その他・注意事項

- ・所得により支給制限となる場合があります。
- ・子どもが障がいによる公的年金を受けている場合は対象外です。
- ・子どもが児童福祉施設等に入所している場合は対象外です。
- ・毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

問合せ先▷子育て支援課 25-0110

## 特別障害者手当

### 対象者

20 歳以上で、身体または精神の著しい障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とする方

### 制度の内容

3 ヶ月毎に手当が支給されます。

■ 支給額（令和 3 年度）  
月額 27,350 円

■ 支給月  
2 月・5 月・8 月・11 月

### 必要書類等

- ・ 認定請求書
- ・ 住民票（対象者の属する世帯員全員分）
- ・ 戸籍謄本または抄本（対象者分）
- ・ 診断書
- ・ 所得状況届
- ・ 所得状況に関する市町村長の証明書
- ・ 口座振替依頼書

### その他・注意事項

- ・ 制度の実施主体は埼玉県です。詳細はリーフレットをご覧ください。
- ・ 入院している方、施設に入所している方は対象になりません。
- ・ 所得制限があります。
- ・ お申込みを希望される場合は、健康づくり課へご相談ください。

## 障害児福祉手当

### 対象者

20歳未満で、身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とする方

### 制度の内容

3ヶ月毎に手当が支給されます。

■ 支給額（令和3年度）  
月額 14,880 円

■ 支給月  
2月・5月・8月・11月

### 必要書類等

- ・ 認定請求書
- ・ 住民票（対象者の属する世帯員全員分）
- ・ 戸籍謄本または抄本（対象者のもの）
- ・ 診断書
- ・ 所得状況届
- ・ 所得状況に関する市町村長の証明書
- ・ 口座振替依頼書

### その他・注意事項

- ・ 制度の実施主体は埼玉県です。詳細はリーフレットをご覧ください。
- ・ 入院している方、施設に入所している方は対象になりません。
- ・ 所得制限があります。
- ・ お申込みを希望される場合は、健康づくり課へご相談ください。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

# 用具

- ▶補装具
- ▶日常生活用具
- ▶小児慢性日常生活用具
- ▶車いす/医療用ベッドの貸出
- ▶紙おむつの給付

## 補装具

### 対象者

| 等 級       | 1 級            | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 身 体 障 が い | ○              | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 18 歳未満児童  | ○（身体障害者手帳は不要）  |     |     |     |     |     |     |
| 難 病 患 者   | ○（対象の疾病に該当する方） |     |     |     |     |     |     |

### 制度の内容

補装具の作成・修理費用の一部を支給します。

（補装具 = 体の機能を補うための用具）

事前  
申請

#### ■ 自己負担割合

- |              |         |
|--------------|---------|
| ・市町村民税 課税世帯  | 費用の 1 割 |
| ・市町村民税 非課税世帯 | 自己負担なし  |
| ・生活保護世帯      | 自己負担なし  |

#### ■ 自己負担の上限額（月額）

- ・市町村民税 課税世帯 . . . 37,200 円

### 必要書類等

- ・身体障害者手帳、または難病受給者証
- ・マイナンバー確認、本人確認ができるもの  
（対象者のもの。児童の場合は保護者分を含む）
- ・印鑑（申請者のもの）
- ・医師の意見書（役場窓口で様式を配布）
- ・課税証明書（転入者や未申告者）
- ・委任状と代理人の身分証明書（代理人申請の場合）

### その他・注意事項

- ・介護保険法等、他の制度で用具の利用が可能な場合はその制度の利用が優先されます。
- ・埼玉県総合リハビリテーションセンター等の判定が必要となる場合があります。
- ・平成 30 年 4 月から、借受け（レンタル）制度が開始。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 補装具の例

|         |                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 肢体      | 義手・義足<br>上肢装具<br>下肢装具<br>靴型装具<br>体幹装具<br>座位保持装置<br>車椅子・電動車椅子<br>歩行器<br>歩行補助杖 |
| 視覚      | 盲人安全つえ<br>義眼<br>眼鏡（矯正用・遮光用・弱視用・コンタクト）                                        |
| 聴覚      | 補聴器                                                                          |
| 音声・言語 等 | 意思伝達装置                                                                       |
| 児童対象    | 座位保持椅子<br>起立保持具<br>頭部保持具<br>排便補助具                                            |

## 日常生活用具

### 対象者

| 等 級       | 1 級, ㊤      | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身 体 障 が い | ○           | ○      | ○      | ○      | ○   | ○   | ○   |
| 療 育 手 帳   | ○           | ○      | ○      | ○      |     |     |     |
| 18 歳未満児童  | 手帳は不要       |        |        |        |     |     |     |
| 難 病 患 者   | 対象の疾病に該当する方 |        |        |        |     |     |     |

### 制度の内容

日常生活で必要となる用具の購入費用の一部が支給される制度です。

- 自己負担割合  
購入費用の 1 割  
(非課税世帯・生活保護世帯は自己負担なし)

事前  
申請

- 自己負担の上限額 (月額)  
市町村民税 課税世帯 . . . 37,200 円

### 必要書類等

- ・ 身体障害者手帳、または難病受給者証 (児童を除く)
- ・ マイナンバー確認、本人確認ができるもの  
(対象者のもの。児童の場合は保護者分を含む)
- ・ 印鑑 (申請者のもの)
- ・ 医師の意見書 (役場窓口で様式を配布)
- ・ 課税証明書 (本人・配偶者分、転入者や未申告者のみ)
- ・ 委任状と代理人の身分証明書 (代理人申請の場合)

### その他・注意事項

- ・ 用具の種目により対象となる障がい等が異なります。

## 日常生活用具の例

### ■ 各種用具

特殊寝台  
特殊マット  
体位変換器  
移動用リフト  
訓練いす  
訓練用ベッド  
杖（T字・棒状）  
移動・移乗支援用具  
頭部保護帽  
火災警報器  
自動消火器  
電磁調理器  
車椅子用段差昇降機  
透析加湿器  
ネブライザー（吸入器）  
電気式たん吸引器  
酸素ボンベ運搬車  
動脈中酸素飽和度測定器  
（パルスオキシメーター）  
人工喉頭

### ■ 入浴

入浴担架  
入浴補助具

### ■ 排泄

ストマ装具・紙おむつ  
収尿器  
トイレチェアー  
特殊便器  
特殊尿器  
便器

### ■ 視覚

盲人用体温計  
盲人用体重計  
盲人用時計  
携帯用会話補助装置  
情報・通信支援用具  
点字ディスプレイ  
点字タイプライター  
点字器  
視覚障害者用ポータブルレコーダ  
視覚障害者用活字文書読上げ装置  
視覚障害者用拡大読書器  
視覚障害者用ワードプロセッサ  
（共同利用）  
点字図書  
視覚障害者用誘導装置  
携帯用信号装置  
歩行時間延長信号機用小型送信機

### ■ 聴覚

聴覚障害者用屋内信号装置  
聴覚障害者用通信装置  
聴覚障害者用情報受信装置  
文字放送ラジオ

### ■ その他

住宅改修費（生涯1回）

## 小児慢性特定疾病日常生活用具

### 対象者

小児慢性特定疾病児童（埼玉県知事に支給認定を受けた方）

※児童福祉法による他の施策、障害者総合支援法による施策の対象になる方は対象外。

### 制度の内容

日常生活で必要となる用具の購入費用の一部が支給される制度です。

#### ■ 自己負担額

扶養義務者の課税状況により異なります。

詳しくはお問合せください。

事前  
申請

### 必要書類等

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ・ 印鑑
- ・ 最新の課税証明書（扶養義務者分、転入者等）

### 小児慢性特定疾病児童 日常生活用具（種目一覧）

|        |             |
|--------|-------------|
| 便器     | 頭部保護帽       |
| 特殊マット  | 電気式たん吸引器    |
| 特殊便器   | クールベスト      |
| 特殊寝台   | 紫外線カットクリーム  |
| 歩行支援用具 | ネブライザー（吸入器） |
| 入浴補助用具 | パルスオキシメーター  |
| 特殊尿器   | ストーマ装具      |
| 体位変換器  | 人工鼻         |
| 車いす    |             |

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 車いす/医療ベッドの貸出

### 対象者

横瀬町在住の方

### 制度の内容

車イス、医療ベッドを貸し出します。

■ 貸出料金  
無料

■ 貸出期間  
・車いす 要相談  
・ベッド 年間 90 日まで

### 必要書類等

・印鑑

問合せ先▷横瀬町社会福祉協議会 22-7380

## 紙おむつの給付

### 対象者

| 等 級       | 1 級,④ | 2 級,A | 3 級,B | 4 級,C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 身 体 障 が い | ○     | ○     |       |       |     |     |     |
| 療 育 手 帳   | ○     | ○     |       |       |     |     |     |

※介護保険において要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方も該当となる場合があります。

### 制度の内容

毎月、規定枚数の紙おむつを給付する制度です。

事前  
申請

### 必要書類等

- ・各障害者手帳
- ・印鑑

### その他・注意事項

- ・入院している方、施設へ入所している方は対象となりません。
- ・申請にあたり、聞き取り調査をさせていただきます。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

# 生活の支援

- ▶障がい福祉サービス（自立支援給付）
- ▶相談支援
- ▶生活サポート
- ▶日中一時支援
- ▶移動支援
- ▶福祉有償運送
- ▶福祉タクシー券
- ▶訪問入浴サービス
- ▶コミュニケーション支援
- ▶あんしんサポートねっと

## 障がい福祉サービス(自立支援給付)

障がい福祉サービス介護給付・訓練等給付及び障害児通所支援

### 対象者

| 等 級     | 1 級, ㊤          | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|---------|-----------------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい   | ○               | ○      | ○      | ○      | ○   | ○   | ○   |
| 療育手帳    | ○               | ○      | ○      | ○      |     |     |     |
| 精神障がい   | ○               | ○      | ○      |        |     |     |     |
| 精神通院医療  | ○               |        |        |        |     |     |     |
| 18歳未満児童 | ○ (障害者手帳は不要)    |        |        |        |     |     |     |
| 難病患者    | ○ (対象の疾病に該当する方) |        |        |        |     |     |     |

### 制度の内容

日常生活や社会生活を支援する「福祉サービス」を提供する制度です。

- 利用者負担  
原則 1 割負担  
世帯の所得に応じた減免制度があります。

- 福祉サービス提供事業所  
P.57～をご確認ください。

### 必要書類等

- ・ 各障害者手帳、難病受給者証または医師の意見書等
- ・ マイナンバーが確認できるもの (本人及び配偶者)
- ・ 本人確認書類 (運転免許証等)
- ・ 印鑑

### その他・注意事項

- ・ 福祉サービスの利用にあたって、生活状況の聞き取りを行います。
- ・ 申請から利用開始まで、時間を要することがあります。早めの申請をお願いします。
- ・ 利用者負担の決定のため、収入申告をお願いします。
- ・ 18才未満の児童が利用を希望する場合は、保護者の申請となります。  
世帯全員のマイナンバーが確認できるものをご持参ください。

#### 【世帯の範囲】

- 18歳以上の障がいのある方 ⇒ 障がいのある方本人とその配偶者
- 障がいのある児童 ⇒ 保護者の属する住民基本台帳上での世帯

## 利用できるサービスの分類

### ■ 訪問系サービス

#### ○自宅での暮らしの支援

|                  |                                                                                                            |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事の支援</li> <li>・部屋の掃除、洗濯などの支援</li> <li>・通院時の付き添い</li> </ul> |
| 重度訪問介護           | 重い障がい、常に介護が必要な方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事などの支援</li> <li>・外出時の移動支援</li> </ul>       |
| 重度訪問介護等<br>包括支援  | 介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援します。                                                           |

#### ○外出の支援

|      |                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同行援護 | 視覚障害で、ひとりで移動が難しい人のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出に同行して移動の支援</li> <li>・外出先での代筆や代読</li> </ul>     |
| 行動援護 | 知的障がいや精神障がい、ひとりで行動が難しい人のための支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出時の危険回避の支援</li> <li>・外出時の移動の支援</li> </ul> |

#### ○介護する家族の支援

|                   |                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 介護する家族などが病気になったときや、心身の休息が必要となったときの支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間施設に宿泊し、代わりに支援を受けることができます。</li> </ul> |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ■ 日中活動系サービス

#### ○日中活動の支援 (18歳未満は児童福祉法に基づく給付の対象)

|      |                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護 | 常に介護が必要な人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。施設では創作的・生産的活動も行います。                                                                               |
| 療養介護 | 病院等における医療が必要で、常に介護が必要な人への支援 (通院。入院) <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練</li> <li>・療育上の管理や看護</li> <li>・日常生活の支援をします。</li> </ul> |

○自立や就労の支援（基本的に18歳以上が対象）

|                     |                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | 身体機能や生活能力を向上させるための訓練                                                     |
| 就労移行支援              | 一般企業での就労を希望する人が必要となる知識や能力を向上させるための訓練                                     |
| 就労継続支援<br>(A型・B型)   | 一般企業での就労が難しい人に、働く場所を提供し、知識や能力を向上させるための訓練。<br>A型＝雇用契約あり / B型＝雇用契約なし       |
| 就労定着支援              | 一般就労へ移行した人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を受けることができます。 |

■ 居住系サービス

○自宅以外で生活するための支援

|                     |                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 施設入所支援              | 自宅での生活が難しく、施設に入所している人に対する入浴、排せつ、食事の支援。                                    |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 地域で共同生活している人に、住居における相談や日常生活での援助をします。<br>入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスを行います。 |
| 自立生活援助              | 施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援       |

■ 児童向けのサービス

|                    |                                                                                                                     |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援             | 障がいのある未就学児が対象。<br>・生活に必要な動作や知識の指導<br>・集団生活に必要な適応訓練                                                                  |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援    | 重い障がいで通所での支援が困難な児童が対象。<br>居宅を訪問して発達支援を実施。                                                                           |
| 医療型<br>児童発達支援      | 福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療                                                                |
| 放課後等<br>デイサービス     | 就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進など                                                              |
| 保育所等<br>訪問支援       | 保育所に通う障がいのある児童を対象に、施設支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援                                                                     |
| 福祉型・医療型<br>障害児入所支援 | 障がいのある児童が施設に入所し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につける支援<br>・福祉サービスのみを行う「福祉型」<br>・福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」の2種類があります。<br>相談窓口▷児童相談所 |

## 相談支援事業

### 対象者

日常生活等に関する悩みごとがある障がいのある方や家族

### 制度の内容

障がいのある方が安心して日常生活や社会生活を営めるよう、相談員による相談、必要な情報の提供を受けることのできる制度です。

#### ■ 利用料

無料

### 利用できる施設

#### ■ 身体障がい者の相談窓口

秩父障がい者総合支援センターフレンドリー（カナの会）

住所：皆野町大字国神 421 番地 カーサ・ミナノ内

電話：0494-26-7102 FAX：0494-62-5613

相談日：月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

休業日：土・日曜日、祝日、年末年始

#### ■ 知的障がい者の相談窓口

秩父障がい者総合支援センターフレンドリー（清心会）

住所：秩父市熊木町 12 番 21 号 さやかサポートセンター内

電話：0494-21-7171 FAX：0494-24-9963

相談日：月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

休業日：土・日曜日、祝日、年末年始

#### ■ 精神障がい者の相談窓口

生活支援センター アクセス

住所：秩父市寺尾 1404 番地

電話：0494-24-1025 FAX：0494-24-1026

相談日：月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

休業日：日曜日、祝日、年末年始

#### ■ 就労等の相談窓口

秩父障がい者就労支援センター キャップ

住所：秩父市熊木町 12 番 21 号 さやかサポートセンター内

電話：0494-21-7171 FAX：0494-24-9963

相談日：月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

休業日：土・日曜日、祝日、年末年始

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 障害児(者)生活サポート

### 対象者

| 等 級   | 1 級, ㉠ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○      | ○      | ○      | ○      | ○   | ○   | ○   |
| 療育手帳  | ○      | ○      | ○      | ○      |     |     |     |
| 精神障がい | ○      | ○      | ○      |        |     |     |     |

### 制度の内容

町が認定した団体が、送迎、一時預かり、外出支援等のサービスを行います。

- 利用料  
1 時間あたり 950 円（利用した団体に直接支払います。）

事前  
申請

- 利用時間  
年間 150 時間以内（登録月により異なります。）

### 必要書類等

・各障害者手帳

### 利用できる団体

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ライフアップサポート（横瀬町） | 21-3373 |
| アシスト秩父（秩父市）     | 25-0339 |
| ちちぶわくわくクラブ（秩父市） | 21-7171 |

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 日中一時支援事業

### 対象者

| 等 級       | 1 級,① | 2 級,A | 3 級,B | 4 級,C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 身体障がい     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○   | ○   | ○   |
| 療 育 手 帳   | ○     | ○     | ○     | ○     |     |     |     |
| 精 神 障 が い | ○     | ○     | ○     |       |     |     |     |

### 制度の内容

日中の活動場所の確保、社会生活の訓練等を支援する制度です。  
また、障がいのある方を支援している家族の就労や休息の支援も含まれます。

#### ■ 利用料

原則、基準額の 1 割が利用料となります。  
所得に応じた負担の軽減があります。

事前  
申請

### 必要書類等

- ・ 各障害者手帳
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーが確認できるもの
- ・ 所得証明書（転入された方など）

### 利用できる施設

|              |         |
|--------------|---------|
| さやか（秩父市）     | 24-9951 |
| カーサ・ミナノ（皆野町） | 62-5612 |

## 移動支援事業

### 対象者

| 等 級     | 1 級, ㉔ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい   | 肢体     | 肢体     |        |        |     |     |     |
| 療 育 手 帳 | ○      | ○      | ○      | ○      |     |     |     |
| 精神障がい   | ○      | ○      | ○      |        |     |     |     |

### 制度の内容

屋外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行う制度です。

#### ■ 利用料

原則、基準額の 1 割が利用料となります。  
所得に応じた負担の軽減があります。

事前  
申請

### 必要書類等

- ・各障害者手帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・所得証明書（転入された方など）

### 利用できる施設（連絡先）

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| えるぷえんて（横瀬町）        | 25-0809      |
| ちちぶわくわくクラブ（秩父市）    | 21-7171      |
| 生協ちちぶケアステーション（秩父市） | 22-9902      |
| 介護支援事業所 縁（ゆかり）（東京） | 03-3920-5072 |
| けあビジョン秩父（秩父市）      | 26-5153      |
| 大島介護サービスセンター（秩父市）  | 23-0515      |

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 福祉有償運送

### 対象者

| 等 級   | 1 級,Ⓐ | 2 級,A | 3 級,B | 4 級,C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○     | ○     | ○     | ○     | ○   | ○   | ○   |
| 療育手帳  | ○     | ○     | ○     | ○     |     |     |     |
| 精神障がい | ○     | ○     | ○     |       |     |     |     |

上記の方のうち、単独で移動、公共交通機関の利用が困難な方等。  
※付添人も対象です。

### 制度の内容

NPO 法人や社会福祉法人などが、行う個別の移送サービスです。  
利用前に運送団体へ登録が必要です。

事前  
申請

#### ■ 利用料金

タクシー料金の半額が目安です。  
料金体系は、運送団体にお問合せください。

### 利用できる団体

|                 |         |
|-----------------|---------|
| ライフアップサポート（横瀬町） | 21-3373 |
| アシスト秩父（秩父市）     | 25-0339 |
| ちちぶわくわくクラブ（秩父市） | 21-7171 |

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 福祉タクシー券

### 対象者

| 等 級   | 1 級, ㉔ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○      | ○      |        |        |     |     |     |
| 療育手帳  | ○      | ○      |        |        |     |     |     |
| 精神障がい | ○      | ○      |        |        |     |     |     |

### 制度の内容

タクシー利用時の初乗り運賃相当額分が割引かれる  
「福祉タクシー券」を交付します。

- 助成額  
初乗り運賃相当額
- 助成枚数  
1 年度あたり 28 枚
- 利用可能な事業者  
埼玉県か横瀬町と協定を結んでいる事業者  
(埼玉県内の大部分のタクシー事業者で利用可能です。)

### 必要書類等

- ・各障害者手帳
- ・印鑑 (申請者のもの)  
受領印が必要なため、必ずご用意ください。

### その他・注意事項

- ・自動車燃料費 (P.15) との重複利用不可。
- ・埼玉県内の各タクシー事業者で利用できます。
- ・乗車時に福祉タクシー券と各障害者手帳を提示してください。
- ・1 回の乗車で利用可能な福祉タクシー券は 1 枚です。
- ・その他、タクシー券裏面の注意事項をご確認ください。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## 訪問入浴サービス事業

### 対象者

心身の障がい等により常時寝たきり状態の方で、医師が入浴の補助が必要と認めた方。（家族の介助のみでの入浴が困難な方）

### 制度の内容

自宅に移動浴そう車を派遣し、入浴サービスを受けることができる制度です。

- 利用料  
基準額の 1 割（原則）

- 利用回数の上限  
1 日に 1 回まで、1 か月に 5 回まで

事前  
申請

### 必要書類等

- ・ 医師の入浴意見書
- ・ 印鑑

### その他・注意事項

- ・ 入浴サービスの対象者を擁護している世帯主（独居老人等の場合はその代理人）が申請者となります。
- ・ 申請後に健康状態の調査をさせていただきます。

## コミュニケーション事業

### 対象者

| 等 級   | 1 級, ㊤              | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|---------------------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | 聴覚機能障害<br>音声・言語機能障害 |        |        |        |     |     |     |

### 制度の内容

公的機関や医療機関等における意思伝達を支援するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣する制度です。

■ 利用料 無料

### その他・注意事項

・営利を目的としている場合や政治、宗教団体の実施する活動については、派遣対象外となります。

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

## あんしんサポートねっと

### 対象者

物忘れのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方。  
居宅で生活している方に限らず、施設や病院などを利用している方も利用できます。

### 制度の内容

ひとりで生活していくには不安がある方に、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

■ 基本サービス      ①福祉サービス利用の援助

■ 選択サービス      ②日常生活上の手続き援助  
                            ③日常的金銭管理  
                            ④書類等預かりサービス  
                            (不動産の権利証・契約書類・通帳・実印など)

■ 契約について  
利用者本人と社会福祉協議会が契約を結びます。  
利用者本人が契約内容に合意し、理解しているかを確認します。

### 利用料金

| 援助の内容                |                                            | 料金                                                 |
|----------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| ①福祉サービスの利用援助（基本サービス） |                                            | 1 回 1 時間まで 1,200 円                                 |
| ②日常生活上の手続き援助         |                                            | (1 時間を超えると 30 分ごとに 400 円が加算)                       |
| ③日常的金銭管理             | 通帳を本人が保管する場合                               | 1 回 1 時間まで 1,600 円<br>(1 時間を超えると 30 分ごとに 400 円が加算) |
|                      | 通帳を社会福祉協議会でお預かりする場合または金融機関において代理により援助を行う場合 |                                                    |
| ④書類等預かりサービス          |                                            | 基本料金 2,000 円 (1 年間)<br>利用料 500 円 (1 か月)            |

### その他・注意事項

- ・ 契約するまでの相談や支援計画の作成については無料です。
- ・ 生活保護世帯の利用料は無料です。

問合せ先▷横瀬町社会福祉協議会 22-7380



# 税金／割引 年金／その他

- ▶ 有料道路料金の割引
- ▶ 税の控除や減免
- ▶ 障害年金基礎年金
- ▶ 障害年金厚生年金
- ▶ 心身障害者扶養共済制度
- ▶ その他の制度

## 有料道路料金の割引

### 対象者

#### ■ 障がい者本人が運転する場合

| 等 級   | 1 級, ㉠ | 2 級, A | 3 級, B | 4 級, C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○      | ○      | ○      | ○      | ○   | ○   | ○   |

#### ■ 介護者が運転する場合

|       |       |
|-------|-------|
| 身体障がい | 第 1 種 |
| 療育手帳  | 第 1 種 |

### 対象となる自動車

#### ■ 障がい者本人が運転する場合

本人、配偶者、直系血族（その配偶者含む）  
兄弟姉妹（その配偶者含む）、同居の親族  
いずれかが所有する自動車

「事業用」  
を除く

#### ■ 介護者が運転する場合

上記に加えて・・・  
継続して日常的に介護している方が所有する自動車

### 制度の内容

全国の有料道路料金が 50% 以内で割引られます。

#### ■ ETC 利用者

登録した ETC 車載器を利用することで自動割引

事前  
申請

#### ■ その他の方

割引の登録スタンプ（またはシール）が記載された障害  
者手帳を料金所で提示

### 必要書類等

- ・ 対象者の障害者手帳
- ・ 車検証
- ・ 運転免許証（本人運転の場合）
- ・ ETC カード（対象者本人の名義）
- ・ ETC 車載器セットアップ証明書

問合せ先▷ETC 割引登録係 045-477-1233  
または▷健康づくり課 25-0116

## 税の控除・減免

### 対象者

| 等 級   | 1 級,① | 2 級,A | 3 級,B | 4 級,C | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 身体障がい | ○     | ○     | ○     | ○     | ○   | ○   | ○   |
| 療育手帳  | ○     | ○     | ○     | ○     |     |     |     |
| 精神障がい | ○     | ○     | ○     |       |     |     |     |

①各障害者手帳所持者本人

②または、控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳を持つ納税者

### ■ 所得税

障がいの程度によって所得金額から一定額が控除されます。

| 手帳の種別          |                         | 手帳の所持者 |                   |       |
|----------------|-------------------------|--------|-------------------|-------|
|                |                         | 本人     | ・控除対象配偶者<br>・扶養親族 |       |
|                |                         |        | 別居                | 同居    |
| 身体<br>療育<br>精神 | 1 級・2 級<br>①・A<br>1 級   | 40 万円  | 40 万円             | 75 万円 |
| 身体<br>療育<br>精神 | 3～6 級<br>B・C<br>2 級・3 級 | 27 万円  |                   |       |

問合せ先▷秩父税務署 または▷勤務先の給与係

### ■ 住民税

障がいの程度によって所得金額から一定額が控除されます。

| 手帳の種別          |                         | 手帳の所持者 |                   |       |
|----------------|-------------------------|--------|-------------------|-------|
|                |                         | 本人     | ・控除対象配偶者<br>・扶養親族 |       |
|                |                         |        | 別居                | 同居    |
| 身体<br>療育<br>精神 | 1 級・2 級<br>①・A<br>1 級   | 30 万円  | 30 万円             | 53 万円 |
| 身体<br>療育<br>精神 | 3～6 級<br>B・C<br>2 級・3 級 | 26 万円  |                   |       |

問合せ先▷税務会計課 25-0113  
または▷勤務先の給与係

## ■ 自動車税・自動車取得税

詳細は埼玉県のホームページ、リーフレット等をご確認ください。

普通自動車は、▷秩父県税事務所 23-2121  
軽自動車は、▷税務会計課 25-0113



## ■ 相続税

相続人が85歳未満の障がい者のとき、  
相続税の額から一定の金額を差し引きます。

問合せ先▷秩父税務署 22-4433



## ■ 贈与税

一定の条件を満たす方は、信託受益権の価額の一部または全部に贈与税がかかりません。

- ・ 特別障がい者である特定障がい者の方 6,000万円まで
- ・ 特別障害がい以外の特定障がい者の方 3,000万円まで

財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出します。

問合せ先▷秩父税務署 22-4433

## ■ 事業税

両目の視力0.06以下の視覚障がいのある方が、  
あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医療に類する  
事業を個人で営む場合、事業税が減免されます。

問合せ先▷秩父県税事務所 23-2121

## 心身障害者扶養共済制度

### 対象者

心身障がい者（※）の保護者で次の要件を満たす方

- 加入者の年齢は4月1日で65歳未満であること
- 加入時、埼玉県内に住所を有すること
- 加入者は特別の疾病や障がいがなく生命保険契約の対象となる健康状態であること

※この制度における心身障がい者とは

1. 知的障がい者
2. 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1～3級に該当する方
3. 精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が「2.」と同程度の方

### 制度の内容

保護者が死亡または重度の障がいになった場合、障がい者に年金を支給します。また、障がい者が死亡した場合は弔慰金を支給します。

#### ■ 掛金

加入者の年齢により月額 9,300～23,300 円

#### ■ 1口あたり月額 20,000 円（2口まで加入可）

### 必要書類等

- ・ 加入等申込書
- ・ 住民票の写し
- ・ 申込者（被保険者）告知書
- ・ 障がいの種類及び程度を証明する書類
- ・ 年金管理者指定届出書

#### その他・注意事項

- ・ 制度の実施主体は埼玉県です。詳細はリーフレットをご覧ください。
- ・ 申し込みを希望される方は、健康づくり課へご相談ください。

## 障害基礎年金

### 対象者

①～③の全てを満たす方

①障がいの原因となった病気等の初診日時点で・・・

- 国民年金に加入していた
- 20歳未満で年金制度未加入だった
- 60歳以上65歳未満で年金制度未加入だった  
いずれかに該当する

②症状が固定された段階で、一定の障がいに該当する  
(原則、初診日から1年6ヶ月経過後。または20歳に到達したとき。)

③保険料の納付要件を満たしている

### 制度の内容

病気やケガによって生活や仕事が制限される方が受け取ることのできる年金です。

■ 年額 (令和3年度)

- 1級 976,125円 + 子の加算
- 2級 780,900円 + 子の加算

### その他・注意事項

- ・ 詳細は日本年金機構発行の「障害年金ガイド」をご確認ください。
- ・ 障がいの原因となった病気等の初診日時点で厚生年金に加入していた方は、障害厚生年金の対象となる場合があります。詳しくは秩父年金事務所へお問合せください(要予約)

問合せ先▷いきいき町民課 25-0115  
または▷秩父年金事務所 27-6560

## その他の制度

### ■ 駐車禁止適用除外標章

掲示することで駐車禁止の交通規制実施場所に駐車が可能となります。※例外もあります。  
標章の交付申請方法、対象となる障がい程度については警察署にお問合せください。



問合せ先▷秩父警察署 24-0110

### ■ 公共交通機関の運賃割引

各障害者手帳の掲示により運賃の割引・助成制度を利用できます。

- ・タクシー料金
- ・バス運賃
- ・鉄道運賃
- ・航空運賃

問合せ先▷各公共交通機関

### ■ 携帯電話料金割引

基本料金や通話料の割引が受けられます。  
内容は携帯電話会社毎に異なります。

問合せ先▷ご契約中の携帯電話会社

### ■ N T T 無料電話番号案内（104番）

利用料が無料になります。  
氏名や企業名と住所から、電話番号を案内するサービスです。  
事前に登録した電話番号と暗証番号の申し出が必要です。



問合せ先▷N T T ふれあい案内 0120-104174

### ■ 地域活動支援センター

創作活動や生産活動、地域との交流の場として利用可能な施設です。（利用料はかかりません。）

・生活支援センター アクセス 24-1025  
秩父市寺尾 1404 番地  
利用可能日時 月曜日～土曜日 9時～17時  
（祝日・年末年始を除く）

事前  
申請

## ■ 郵送による不在者投票

一定の障がいのある方は、郵送による不在者投票が可能です。  
事前に手続きが必要です。

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| 上肢機能障がい<br>視覚機能障がい                 | 1 級     |
| 両下肢機能障がい<br>体幹機能障がい<br>移動機能障がい     | 1 級・2 級 |
| 腎臓・心臓・呼吸器<br>ぼうこう・直腸・小腸<br>肝臓機能障がい | 1 級・3 級 |

問合せ先▷横瀬町選挙管理委員会（総務課 25-0111）

## ■ NHK 放送受信料の減免

障がいの程度及び市町村民税の課税状況により、  
NHK 放送受信料が減免されます。

| 手帳の等級                              | 世帯構成員全員が<br>市町村民税非課税 |
|------------------------------------|----------------------|
| 身体 1 級～7 級<br>療育 ④～C<br>精神 1 級～3 級 | <b>全額免除</b>          |

| 手帳の等級                                      | 障がい者手帳所持者が<br>世帯主で受信契約者 |
|--------------------------------------------|-------------------------|
| 身体 1 級・2 級<br>身体 視覚・聴覚<br>療育 ④・A<br>精神 1 級 | <b>半額免除</b>             |

問合せ先▷健康づくり課 25-0116

▷NHK さいたま放送局 さいたま西営業センター  
049-246-3111

## 福祉サービス提供事業所 No.1

### 相談支援事業所(計画相談)

| 事業所                            | 住所                            | 電話      |
|--------------------------------|-------------------------------|---------|
| 秩父地域障がい者基幹相談支援センター ビバーチェ       | 秩父市中村 3-12-23<br>秩父市ふれあいセンター内 | 26-7971 |
| 秩父障がい者総合支援センター<br>フレンドリー(カナの会) | 皆野町大字国神 421<br>カーサ・ミナノ内       | 26-7102 |
| 秩父障がい者総合支援センター<br>フレンドリー(清心会)  | 秩父市熊木町 12-21<br>さやかサポートセンター内  | 21-7171 |
| 生活支援センター アクセス                  | 秩父市寺尾 1404                    | 24-1025 |
| 指定特定相談支援事業所<br>ユーアイハウスおがの      | 小鹿野町三山 2213 - 1               | 72-5011 |
| 医療生協さいたま生協<br>ちちぶケアステーション      | 秩父市上町 1-12-11                 | 25-2000 |
| 障害者相談支援センター<br>にじいろ            | 秩父市寺尾 720                     | 26-7723 |
| さやか相談支援室 Zutto                 | 秩父市山田 1199-2                  | 24-9956 |

## 福祉サービス提供事業所 No.2

### 居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 同行援護

| 事業所名                              | 所在地                         | TEL     | 居宅介護 | 重度訪問 | 行動援護 | 同行援護 |
|-----------------------------------|-----------------------------|---------|------|------|------|------|
| ライフアップサポート<br>おたっしや家族             | 横瀬町大字横瀬4549-1               | 25-0809 | ○    | ○    |      | ○    |
| ケアセンター<br>みんなのおあぞら                | 皆野町大字金崎256-3                | 63-2761 | ○    | ○    |      |      |
| 社会福祉法人<br>皆野町社会福祉協議会<br>指定居宅介護事務所 | 皆野町大字大淵103-1                | 62-4615 | ○    | ○    |      |      |
| ヘルパーステーション<br>ながとろ苑               | 長瀬町野上下郷428                  | 69-2055 | ○    | ○    |      |      |
| 小鹿野町ヘルパーステーション                    | 小鹿野町小鹿野300                  | 75-4110 | ○    | ○    |      | ○    |
| 有限会社 はりま                          | 小鹿野町飯田2844                  | 72-7545 | ○    | ○    |      |      |
| 生協ちちぶケアステーション<br>居宅介護             | 秩父市阿保町1-11                  | 22-7290 | ○    | ○    |      | ○    |
| ちちぶわくわくクラブ                        | 秩父市熊木町12-21<br>さやかサポートセンター内 | 21-7171 | ○    | ○    | ○    |      |
| 秩父市社会福祉協議会<br>障害者居宅介護事業所          | 秩父市野坂町1-13-14               | 22-0365 | ○    | ○    |      | ○    |
| 和らぎサポートセンター                       | 秩父市上影森503-10                | 21-7134 | ○    | ○    |      |      |
| ヘルパーセンターあおば                       | 秩父市小柱196                    | 62-5357 | ○    | ○    |      | ○    |
| けあビジョン秩父                          | 秩父市番場町15-10<br>サンクレイン番場102  | 26-5153 | ○    | ○    |      | ○    |
| 有限会社大島介護<br>大島介護サービスセンター          | 秩父市寺尾44-4                   | 23-0515 | ○    | ○    |      | ○    |
| 訪問看護 久保田屋                         | 秩父市日野田町1-6-5                | 26-6811 | ○    |      |      |      |
| 秩父市ヘルパーステーション                     | 秩父市蒔田1977                   | 22-6777 | ○    | ○    |      |      |

## 福祉サービス提供事業所 No.3

**地域移行支援 / 地域定着支援 / 自立訓練(機能訓練・生活訓練) / 生活介護/放課後デイ**

| 事業所                      | 事業所所在地                       | TEL     | 地域移行 | 地域定着 | 機能訓練 | 生活訓練 | 生活介護 | 放課後デイ |
|--------------------------|------------------------------|---------|------|------|------|------|------|-------|
| 障がい者総合支援センターフレンドリー(カナの会) | 皆野町大字国神 421<br>カーサ・ミナノ内      | 26-7102 | ○    | ○    |      |      |      |       |
| 障がい者総合支援センターフレンドリー(清心会)  | 秩父市熊木町 12-21<br>さやかサポートセンター内 | 21-7171 | ○    | ○    |      |      |      |       |
| アクセス                     | 秩父市寺尾 1449                   | 24-1025 | ○    | ○    |      |      |      |       |
| 自立支援施設<br>武甲の森           | 秩父市寺尾 1476-1                 | 24-5553 |      |      |      | ○    |      |       |
| さやか                      | 秩父市山田 1199-2                 | 24-9956 |      |      |      |      | ○    |       |
| カーサ・ミナノ                  | 皆野町大字国神 421                  | 62-5612 |      |      |      |      | ○    |       |
| ユーアイハウス<br>おがの           | 小鹿野町三山 2213-1                | 72-5011 |      |      |      |      | ○    |       |
| ふらわあ                     | 秩父市寺尾 2825                   | 25-3000 |      |      | ○    |      | ○    |       |
| 生活介護事業所<br>とも            | 秩父市中村町 3-12-23<br>ふれあいセンター内  | 21-6371 |      |      |      |      | ○    |       |
| 秩父デイサービスセンター             | 秩父市桜木町 13-12                 | 22-7688 |      |      |      |      | ○    |       |
| デイサービス燦々                 | 秩父市吉田久長 193                  | 72-6061 |      |      |      |      | ○    |       |
| 蒔田デイサービスセンター             | 秩父市蒔田 1977                   | 22-3427 |      |      |      | ○    | ○    |       |
| 影森デイサービスセンター             | 秩父市上影森 759-2                 | 21-5238 |      |      |      | ○    | ○    |       |
| 高篠デイサービスセンター             | 秩父市栃谷 369-1<br>高篠福祉交流センター内   | 21-6510 |      |      |      | ○    | ○    |       |

| 事業所                    | 事業所所在地                   | TEL     | 地<br>移<br>行<br>支 | 地<br>域<br>定<br>着 | 機<br>能<br>訓<br>練 | 生<br>活<br>訓<br>練 | 生<br>活<br>介<br>護 | 放<br>課<br>後<br>デ<br>ィ |
|------------------------|--------------------------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 荒川園デイサービス<br>センター      | 秩父市荒川贄川 1088             | 54-1500 |                  |                  |                  | ○                | ○                |                       |
| 秩父市上吉田デイサー<br>ビスセンター   | 秩父市上吉田 3352-1            | 78-0016 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| デイサービスおばしら             | 秩父市小柱 228-1              | 62-3113 |                  |                  |                  | ○                | ○                |                       |
| シンシア                   | 秩父市番場町 3-4               | 22-6651 |                  |                  |                  | ○                | ○                |                       |
| ぶこうの里<br>デイサービスセンター    | 横瀬町大字横瀬 1170-20          | 27-8080 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| デイサービスセンター宙            | 横瀬町大字横瀬 4819-1           | 21-2551 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| ライフアップサポー<br>トおたっしや倶楽部 | 横瀬町大字横瀬 4549-1           | 21-3373 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| デイサービス<br>ラスベガス秩父      | 秩父市下影森 858-2             | 26-7845 |                  |                  | ○                |                  | ○                |                       |
| さやかワークセンター             | 横瀬町大字横瀬 4299-1           | 26-6613 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| いしがみデイサービス<br>センター     | 秩父市蒔田 933-2              | 26-5476 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| デイサービスやまなみ             | 皆野町大字大淵 616-3            | 26-5452 |                  |                  | ○                |                  | ○                |                       |
| やまだデイサービス              | 秩父市山田 1644-1<br>坂本ビル 1 階 | 26-5918 |                  |                  | ○                |                  | ○                |                       |
| デイサービス大浜               | 皆野町大字皆野 302              | 63-1550 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |
| デイサービスセンター<br>悠う湯ホーム   | 皆野町大字日野沢 3906-3          | 62-5550 |                  |                  |                  |                  | ○                |                       |

| 事業所                  | 事業所所在地                     | TEL     | 地域移行 | 地域定着 | 機能訓練 | 生活訓練 | 生活介護 | 放課後デイ |
|----------------------|----------------------------|---------|------|------|------|------|------|-------|
| 特別養護老人ホーム<br>花菖蒲・両神  | 小鹿野町両神薄 1060-1             | 72-8050 |      |      |      |      | ○    |       |
| 発達障がい支援事業所<br>たかしの   | 秩父市栃谷 369-1<br>高篠福祉交流センター内 | 26-7880 |      |      |      |      | ○    |       |
| ふあいん・ユー              | 秩父市寺尾 720                  | 26-7616 |      |      |      |      | ○    |       |
| 障害者活動センター<br>キックオフ巴川 | 秩父市上影森 762-1               | 26-6689 |      |      |      |      | ○    |       |
| 障害者活動センター<br>キックオフ   | 秩父市大宮 5739-10              | 24-5004 |      |      |      |      |      | ●     |
| くれよん                 | 皆野町大字皆野 1394-1             | 26-5026 |      |      |      |      |      | ●     |
| さやかこども支援センター         | 秩父市栃谷 900-1                | 26-7966 |      |      |      |      |      | ●     |
| にじいろテラス（ゆくる）         | 秩父市寺尾 720                  | 26-7723 |      |      |      |      |      | ●     |
| デイサービスくつろぎ           | 長瀬町大字野上下郷 428              | 69-2055 |      |      |      |      |      | ●     |
| ステップ                 | 秩父市滝の上町 4-18<br>富士ビル 101   | 53-8058 |      |      |      |      |      | ●     |

## 福祉サービス提供事業所 No.4

### 入所・短期入所・共同生活援助・共同生活介護

| 事業所           | 事業所所在地        | 電話      | 施設<br>入所<br>支援 | 短期<br>入所 | 共同<br>生活<br>援助 |
|---------------|---------------|---------|----------------|----------|----------------|
| カーサ・ミナノ       | 皆野町大字国神 421   | 62-5612 | ○              | ○        |                |
| ユーアイハウスおがの    | 小鹿野町三山 2213-1 | 72-5011 | ○              | ○        |                |
| さやか           | 秩父市山田 1199-2  | 24-9956 | ○              | ○        |                |
| 偕楽苑           | 秩父市蒔田 1977    | 23-2313 |                | ○        |                |
| 介護老人保健施設 なでしこ | 横瀬町大字横瀬 5850  | 25-7200 |                | ○        |                |
| ★グループホーム さやか  | 秩父市大野原 80-71  | 25-0061 |                |          |                |
| さやかホーム        | 秩父市大野原 976    |         |                |          | ○              |
| フレグランスホーム     | 秩父市大野原 1147-1 |         |                |          | ○              |
| サンヒルズホーム ほし   | 秩父市大野原 80-71  |         |                |          | ○              |
| サンヒルズホーム そら   | 秩父市大野原 80-70  |         |                |          | ○              |
| さんさんホーム       | 秩父市山田 559-7   |         |                |          | ○              |
| りんごホーム        | 秩父市山田 1850-7  |         |                |          | ○              |
| ぴーす           | 秩父市日野田 1-5-4  |         |                |          | ○              |
| サンライズ中町       | 秩父市中町 19-2    |         |                |          | ○              |
| きりきホーム        | 秩父市大野原 1923-9 |         |                |          | ○              |
| ひかり           | 秩父市阿保 10-23   |         |                |          | ○              |
| つばさ           | 秩父市寺尾 1893-3  |         |                |          | ○              |
| やまびこ          | 秩父市蒔田 2570-8  |         |                |          | ○              |
| 銀河            | 秩父市栃谷 899-3   |         |                |          | ○              |
| きらきらホーム       | 秩父市山田 559-8   |         |                |          | ○              |
| すい星           | 秩父市栃谷 896-6   |         |                |          | ○              |
| 下宿屋くまさん       | 秩父市熊木町 12-21  |         |                |          | ○              |
| 下宿屋 R20       | 秩父市道生町 8-15   |         |                |          | ○              |
| かがやき          | 秩父市下影森 997-1  |         |                |          | ○              |
| こまち           | 秩父市道生町 18-2   |         |                |          | ○              |

| 事業所          | 事業所所在地         | 電話      | 施設<br>入所<br>支援 | 短期<br>入所 | 共同<br>生活<br>援助 |
|--------------|----------------|---------|----------------|----------|----------------|
| ★地域移行型ホームさやか | 秩父市山田 1199-2   | 24-9956 |                |          |                |
| ぼてとハウス       | 秩父市山田 1199-2   |         |                | ○        | ○              |
| 日の出（横瀬）      | 横瀬町大字横瀬 5811-1 | 24-5553 |                |          | ○              |
| 日の出          | 秩父市下影森 910-4   | 24-5553 |                |          | ○              |
| グループホーム みやび  | 秩父市小柱 678      | 62-6823 |                |          | ○              |
| グループホーム ステップ | 秩父市久那 1629     | 23-4871 |                |          | ○              |
| 星降る下で        | 小鹿野町両神小森 80-1  | 26-7171 |                |          | ○              |
| 青の畔          | 秩父市大滝 1248-3   | 53-2012 |                |          | ○              |

## 福祉サービス提供事業所 No.5

### 就労移行支援 / 就労継続支援

| 事業所名                   | 所在地                           | 電話      | 就労支援 | 就労移行 | 就労継続 |
|------------------------|-------------------------------|---------|------|------|------|
| 秩父障がい者就労支援センター キャップ    | 秩父市熊木町 12-21<br>さやかサポートセンター内  | 21-7171 | ○    |      |      |
| 織の花                    | 秩父市番場町 3-4<br>小泉ビル 5F         | 26-5655 |      |      | ○    |
| ふらわあ                   | 秩父市寺尾 2825                    | 25-3000 |      | ○    | ○    |
| 自立支援施設 武甲の森            | 秩父市寺尾 1476-1                  | 24-5553 |      | ○    | ○    |
| さやかワークセンター             | 横瀬町大字横瀬 4299-1                | 26-6613 |      |      | ○    |
| 自立工房 山叶本舗              | 秩父市久那 1629                    | 23-4871 |      |      | ○    |
| 作業所ケルン                 | 秩父市中村 3-12-23<br>秩父市ふれあいセンター内 | 22-8806 |      |      | ○    |
| パレット秩父                 | 秩父市中村 3-12-23<br>秩父市ふれあいセンター内 | 24-6163 |      |      | ○    |
| 障がい者自立支援農場<br>きづな作業所   | 小鹿野町長留 3545                   | 75-2049 |      |      | ○    |
| アンゴラ王国                 | 小鹿野町河原沢 767-1                 | 26-7171 |      |      | ○    |
| 長瀬町高齢者障がい者<br>いきいきセンター | 長瀬町大字長瀬 59                    | 69-2880 |      |      | ○    |

| 事業所名                  | 所在地             | 電話      | 就労支援 | 就労移行 | 就労継続 |
|-----------------------|-----------------|---------|------|------|------|
| 障がい者活動センター<br>キックオフ巴川 | 秩父市上影森 762-1    | 26-6689 |      |      | ○    |
| 自立支援工房はびねす秩父          | 秩父市荒川上田野 646-11 | 26-6967 |      |      | ○    |
| はなふえ                  | 秩父市伊古田 751-5    | 62-4341 |      |      | ○    |
| 就労支援施設 ぶんぶん           | 小鹿野町下小鹿野 2464-1 | 26-6100 |      |      | ○    |
| 笑楽工房                  | 秩父市浦山 2083-5    | 26-5990 |      |      | ○    |
| 障がい者自立支援<br>さくらファーム   | 秩父市蒔田 1472      | 24-7142 |      |      | ○    |

▷問合せ先 一覧

| 名 称                           | 電 話          | メール/FAX/その他           |                         |
|-------------------------------|--------------|-----------------------|-------------------------|
| 健康づくり課                        | 0494-25-0116 | kenkou                | @town.yokoze.saitama.jp |
| 子育て支援課                        | 0494-25-0110 | kosodate              |                         |
| いきいき町民課                       | 0494-25-0115 | choumin               |                         |
| 税務会計課                         | 0494-25-0113 | zeimu                 |                         |
| 総務課                           | 0494-25-0111 | soumu                 |                         |
| 横瀬町<br>社会福祉協議会                | 0494-22-7380 | (FAX) 0494-24-7289    |                         |
| 秩父警察署                         | 0494-24-0110 | -                     |                         |
| 秩父税務署                         | 0494-22-4433 | -                     |                         |
| 秩父県税事務所<br>(自動車税関係)           | 0494-23-2121 | (FAX) 0494-25-1421    |                         |
| 秩父年金事務所                       | 0494-27-6560 | (FAX) 0494-24-3189    |                         |
| 熊谷児童相談所                       | 048-521-4152 | (FAX) 048-520-1036    |                         |
| ETC 割引<br>登録係                 | 045-477-1233 | (FAX) 045-474-1110    |                         |
| NTT<br>ふれあい案内                 | 0120-104174  | 午前 9 時～午後 5 時 (月曜～金曜) |                         |
| NHK さいたま放送局<br>さいたま西営業センター    | 049-246-3111 | -                     |                         |
| 身体障害者運転<br>能力開発訓練セ<br>ンター(東園) | 048-481-2711 | -                     |                         |